

文書通信交通滞在費の運用の改善と透明性を求める意見書

文書通信交通滞在費は、国会議員に対し歳費とは別に、国会法第38条と国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（歳費法）第9条で「公の書類を発送し、公の性質を有する通信をなす等」の目的で、月額100万円の支給が規定されている。

本来公的な文書の郵送代や通信代に充てるもので、かかった経費を賄う手当であるはずが、実際には何に使ったかの報告は義務付けられておらず、残余额も返還する必要が無く、第2の歳費ともいわれる状態になっている。日割り支給等、見直しの必要性は繰り返し指摘されてきたが改善に至っていない。

地方議会では、議員活動にかかる経費である「政務活動費」の使途を巡り領収書等の公開が進んでいる。

国会議員の文書通信交通滞在費についても原資は税金であり、国民の理解を得られるよう抜本的な見直しが必要である。

よって羽村市議会は、使い道を厳格化し使途の公開等、透明化を図るべきと考え、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

- 1 早急に、最低限日割り支給を実現させること。
- 2 さらに、使途公開の在り方を議論し、領収書等とともに、収支を透明化すること。

令和3年12月22日

東京都羽村市議会議長 中嶋 勝

衆議院議長
参議院議長 へ